

(1) 完全パズル問題

①低難度

1

司 R07-15[09]

配点：2

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

学生A及びBは、【事例】について、【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑨までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合、正しいものの組合せは1から5までのうちどれか。なお、①から⑨までの（ ）内には、それぞれ異なるものが入る。

【事例】

甲は、殺人事件を目撃し、その犯人はXに見えたという記憶であるが、大人しいXが殺人事件を起こすはずがなく、真実はXとよく似たYが犯人であると考え、Xを被告人とする殺人事件の公判廷において、宣誓の上、「犯人はYである。」と自己の記憶に反する証言をした。客観的な真実としては、上記殺人事件の犯人はYではなくXであった。

【会話】

学生A. 甲に偽証罪が成立するか否かは、刑法第169条の「虚偽」の解釈によりますね。私は、証人が経験した内容を正確に反映することが刑事司法にとって重要であると考えるので、「虚偽」とは(①) ことであると考えます。

学生B. 私は、Aさんとは異なり、「虚偽」とは(②) ことであると考えます。

学生A. 私の立場からすると、(③) ので、甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は、(④) ので、(⑤)。

学生B. 私の立場からすると、(⑥) ので、甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は、(⑦) ので、(⑧)。

学生A. 判例は、(⑨) と同様の立場に立っていますね。

【語句群】

- a. 客観的真実に反する      b. 証人の記憶に反する
- c. 客観的にはXが犯人である      d. 甲の記憶ではXが犯人である
- e. 自己の記憶に反する証言をしていると認識しており、故意も認められる
- f. 真実を証言していると認識している以上、故意が認められない

g. 偽証罪が成立します

h. 偽証罪は成立しません

i. Bさん      j. 私

1. ① a    ③ c    ⑥ d    ⑧ h
2. ① b    ④ e    ⑥ c    ⑧ g
3. ② a    ④ f    ⑦ e    ⑨ i
4. ② b    ⑤ h    ⑦ f    ⑨ i
5. ③ d    ⑤ g    ⑦ f    ⑨ j

①低難度

1

司 R07-15[09]

偽証罪

正解

5

学生A. 甲に偽証罪が成立するか否かは、刑法第169条の「虚偽」の解釈によりますね。私は、証人が経験した内容を正確に反映することが刑事司法にとって重要であると考えるので、「虚偽」とは(① b. 証人の記憶に反する)ことであると考えます。

学生B. 私は、Aさんとは異なり、「虚偽」とは(② a. 客観的眞実に反する)ことであると考えます。

学生A. 私の立場からすると、(③ d. 甲の記憶ではXが犯人である)ので、甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は、(④ e. 自己の記憶に反する証言をしていると認識しており、故意も認められる)ので、(⑤ g. 偽証罪が成立します)。

学生B. 私の立場からすると、(⑥ c. 客観的にはXが犯人である)ので、甲の証言は「虚偽」に当たります。甲は、(⑦ f. 眞実を証言していると認識している以上、故意が認められない)ので、(⑧ h. 偽証罪は成立しません)。

学生A. 判例は、(⑨ j. 私)と同様の立場に立っていますね。

169条は、「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の拘禁刑に処する」と規定する。

本問においては、偽証罪における「虚偽の陳述」の意義の見解の理解及びひとつの見解に立った場合の事例の帰結が問われている。

偽証罪における「虚偽の陳述」の意義については、証人の記憶に反する供述が虚偽の陳述であるとする見解(主観説)と、客観的眞実に反する供述が虚偽の陳述であるとする見解(客観説)があるところ、判例(大判大3.4.29【百選Ⅱ120】)は、要旨、「偽証罪は証言の不眞なることを要件とするものに非ざるを以て、証言の内容たる事実が眞実に一致し若くは少なくとも其不眞なることを認むる能わざる場合と雖も、苟も証人が故らに其記憶に反したる陳述を爲すに於ては偽証罪を構成するものとす」としている。